

(目的)

第 1 条 この規程は、自治医科大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「外為法」という。）及び当該法律に基づく政令、省令、通達等をいう。
- (2) 居住者 外為法第 6 条第 1 項第 5 号に規定する者をいう。
- (3) 非居住者 外為法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する者をいう。
- (4) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号）1 (3) サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (5) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (6) 貨物の輸出 外国向けに貨物を送付すること（自ら手荷物として外国に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (7) 取引 教職員等が行う技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (8) リスト規制技術 外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）別表の 1 の項から 15 の項までに該当する技術をいう。
- (9) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 1 の 1 の項から 15 の項までに該当する貨物をいう。
- (10) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (11) 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを審査することをいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、教職員（常勤・非常勤を問わず、本学に在職する全ての教職員、本学において就労する派遣職員及び委託職員、以下「教職員等」という。）及び学生（本学に在学する全ての学部学生、大学院生、科目等履修生、留学生、研究生、以下「学生等」という。）が本学における教育、研究その他の活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わないこと。
- (2) 取引を行う場合は、外為法等及びこの規程を遵守すること。
- (3) 外為法等を遵守するとともに、適切な輸出管理を実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備・充実を図ること。

(安全保障輸出管理最高責任者)

第5条 前条の基本方針に基づき、輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、本学に安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者の下に、輸出管理業務を統括する安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、自治医科大学研究管理委員会設置規程（平成22年規程第72号）第3条第2項に規定する研究管理委員会委員長をもって充てる。

2 統括責任者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (3) 該非判定及び取引審査の審議に関する事項
- (4) その他輸出管理に関する重要事項

(安全保障輸出管理責任者)

第7条 この規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、安全保障輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、各所属長をもって充てる。

(事前確認)

第8条 教職員等は、本学において行うべき業務で自ら取引を行おうとするとき若しくは主として指導を行う学生が取引を行おうとするときは、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、当該取引が該非判定及び用途確認、需要者確認を含む取引審査（以下「取引審査等」という。）の手続きを要するか否かについて、別途定める「事前確認シート」に基づき事前確認を行い、事務担当課あて提出するものとする。

2 前項の事前確認の結果、取引審査等の手続きが必要となる時、当該手続きを必要とするか不明若しくは疑義があるとき又は経済産業大臣から許可を受けるべき旨通知のあった場合は、取引審査等申請書（別記様式第1号）にその他必要書類を添付の上、管理責任者の承認を得て最高責任者に申請を行わなければならない。

(取引審査等)

第9条 最高責任者は、前条第2項に規定する申請書を受理したときは、統括責任者に当該取引に係る取引審査等を付託するものとする。

2 統括責任者は、前項の取引審査等の結果を最高責任者に取引審査等結果報告書（別記様式第2号）をもって報告するものとする。

- 3 最高責任者は、前項に規定する報告書を受理した際は、当該取引を行うか否かの最終判断を行い、当該取引が経済産業大臣の許可を要さず、本学として当該取引を行うことが適当と判断した場合には、当該取引を承認するものとし、申請者に対し取引審査等結果通知書（別記様式第3号）を発行するものとする。また、経済産業大臣の許可を要すると判断した場合においても、本学として当該取引を行う事が適当と判断した場合には、当該許可に係る必要な申請手続きを行うものとする。併せて、申請者に対し取引審査等結果通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。  
（外為法等に基づく許可の申請等）

第10条 最高責任者は、前条第3項において、経済産業大臣の許可を得る必要があると判断された取引について、所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣あて許可申請を行うものとする。

- 2 教職員等は、前項の許可申請に関する書類の作成に協力しなければならない。
- 3 教職員等は、経済産業大臣の許可が必要な取引については、当該許可を取得しない限り当該取引を行ってはならない。  
（技術の提供管理）

第11条 教職員等は、技術の提供を行おうとする場合には、第8条に規定する事前確認及び第9条に規定する取引審査等の手続きが終了したこと並びに技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。ただし、第8条第1項に規定する事前確認により取引審査等の手続きが不要な場合には、第9条に規定する取引審査等の手続きの確認は要さない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該技術の提供について経済産業大臣の許可が必要な技術の提供である場合には、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 教職員等は、前2項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。  
（貨物の輸出管理）

第12条 教職員等は、貨物の輸出を行おうとする場合には、第8条に規定する事前確認及び第9条に規定する取引審査等の手続きが終了したこと並びに貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。ただし、第8条第1項に規定する事前確認により取引審査等の手続きが不要な場合には、第9条に規定する取引審査等の手続きの確認は要さない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該貨物の輸出について大臣許可が必要な貨物の輸出である場合には、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 教職員等は、前2項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教職員等は、通関時に事故が発生した場合には、ただちに当該輸出の手続きを取りやめ、管理責任者を通じて統括責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 統括責任者は、前項の報告があった場合には、事実関係を把握し、適切な措置を講ずるものとする。  
（研修及び啓発活動）

第13条 統括責任者は、教職員等に最新の外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、輸出管理に関する研修及び啓発活動を行うものとする。

（監査）

第 14 条 統括責任者は、本学における輸出管理が外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を実施するものとする。

(関連書類の管理)

第 15 条 教職員等は、輸出管理の手続きに必要な文書、図面又は記録媒体を、取引がされた日から起算して、7 年間保管するものとする。

(報告)

第 16 条 教職員等は、外為法等又はこの規程に対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに管理責任者を通じて統括責任者に報告するものとする。

2 管理責任者は、前項の報告について違反の有無を調査し、外為法等に違反する事実又は違反したおそれのあることを確認したときは、速やかに統括責任者に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた統括責任者は、その後の対応について管理責任者に指示するとともに、最高責任者に報告するものとする。

4 最高責任者は、前項の報告を受けた場合には、学内関係者に対応措置を指示するものとする。

5 最高責任者は、外為法等に違反する事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明した場合は、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(特定類型該当性に関する誓約書)

第 17 条 新たに本学に採用・入学する教職員等及び学生等のうち研究に従事する者は、採用・入学時に特定類型該当性に関する誓約書（別記様式第 4 号、以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。

2 誓約書提出後に誓約事項に変更が生じたときは、研究に従事する者は、誓約書を再提出しなければならない。

(事務)

第 18 条 輸出管理に関する事務は、大学事務部研究支援課が所掌する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年規程第 28 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 8 条関係)

取引審査等申請書

取引審査等申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 9 条関係)

取引審査等結果報告書  
取引審査等結果報告書  
[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 9 条関係)

取引審査等結果通知書  
取引審査等結果通知書  
[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 17 条関係)

特定類型該当性に関する誓約書  
特定類型該当性に関する誓約書  
[別紙参照]